

会議概要報告

1. 会議の名称	第3回潟上市上下水道事業経営審議会
2. 開催日時及び場所	令和5年6月26日(月)午前10時00分～午前11時31分 潟上市役所 2階 第1・2会議室
3. 委員等の人数	委員10人
4. 出席委員等の人数	委員9人
5. 議題	下水道使用料及び使用料体系について
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	・会議次第 ・事前配付資料
<p>【会議要旨】</p> <p>(1) 下水道使用料の増額改定は行わないが、下記(2)、(3)の見直しによる使用料の減収を補うための料金表の改定を行うことを決定した。</p> <p>(2) 水道と地下水を併用する家庭の下水道使用水量の認定方法を、「水道メーターの水量+世帯人数1人当たり1㎡」と「地下水のみの認定水量(世帯人数1人当たり6㎡)」を比較し、水量が多い方を下水道使用水量として認定することを決定した。</p> <p>(3) 基本水量を現行の10㎡から1㎡に引き下げることを決定した。</p> <p>【会議録】</p> <p>開会</p> <p>◇議事 下水道使用料及び使用料体系について</p> <p>(事務局説明)</p> <p>【下水道使用料について(事前配布資料(資料1及び資料2))】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の使用料体系での財政試算では、令和13年度までは、投資や施設整備にかかる収支の不足分が留保資金を上回るため資金不足が生じる。ただし、資金不足は年々減少し、令和14年度には解消される見込み。 ・使用料算定期間を令和6～10年度の5年間とした場合、資金不足額の平均は約38,852千円となり、使用料収入でこの額を賄う場合、約8.4%の使用料改定が必要。 <p>○A 委員</p> <p>令和14年度で資金不足が解消されるのは、主に投資や施設整備に係る費用の減少によるものだと思いますが、今後は設備投資や修理等の見込みがないのですか。</p> <p>●事務局</p> <p>現在、今後の施設整備の計画はなく、施設整備にかかる費用は減少する見込みです。た</p>	

だし、ストックマネジメント計画の策定により、将来的に設備の更新等の費用が上がる可能性はあります。

(事務局説明)

【水道と地下水を併用する家庭の下水道使用水量の認定方法の見直しについて（事前配布資料（資料1及び資料3））】

- ・ 現行の認定方法は、世帯人数が同じであっても水道と地下水のどちらを主として使用するかにより、認定する下水道使用水量に大きく差が生じ公平性に欠ける。
- ・ 改定案として、「水道メーターの水量+世帯人数1人当たり1 m³」と「地下水のみの認定水量（世帯人数1人当たり6 m³）」を比較し、水量が多い方を下水道使用水量として認定する案を提示。

○B 委員

使用した地下水が下水道に流れる量を把握できますか。

●事務局

把握できません。そのため、地下水のみの使用者には、世帯人数×6 m³を下水道使用水量と認定し、水道と地下水を併用する使用者には、水道メーターの水量+地下水の認定水量（世帯人数×6 m³）を下水道使用水量として認定しています。

○C 委員

潟上市の総世帯のうち、水道のみを使用している世帯はどのくらいですか。また、地下水のみを使用している世帯と、水道と地下水を併用している世帯の割合はどのくらいですか。

●事務局

令和4年度の排水戸数が11,442件、そのうち水道のみが9,320件、地下水のみが1,315件、併用が807件です。地下水使用者の1/3以上が併用の使用者です。

(事務局説明)

【基本水量の見直しについて（事前配布資料（資料1））】

- ・ 今後、世帯構成の変化等により、現行の基本水量0~10 m³の範囲内で生活する世帯が増加することが見込まれる。現行の基本水量では、水道をほとんど使わない家庭と10 m³を使用する家庭で下水道使用料が同じとなるため、公平性に欠ける。
- ・ 改定案として、基本水量を現行の10 m³から1 m³に引き下げる案を提示。

○会長

(議題を整理)

- ①使用料算定期間を令和 6～10 年度の 5 年間とした場合、資金不足額の年平均額の約 38,852 千円を使用料収入で賄うために、8.4%の使用料改定を行うべきか。
- ②水道と地下水を併用している家庭の下水道使用水量の認定方法の見直しを行うべきか。また、事務局で提示する見直し方法(案)としてよいか。
- ③基本水量の見直しを行うべきか。また、事務局で提示する見直し方法(案)としてよいか。

全体を通して確認、質問等がありますか。

○D 委員

潟上市には下水処理施設はありますか。

●事務局

潟上市には下水処理施設はありません。

県に負担金を支払い、県で管理する流域下水道の終末処理施設で処理しています。

○D 委員

県に負担金を支払っているのなら、下水道使用料は潟上市の裁量だけで決められるのですか。県で負担金を上げた場合、想定よりも費用が増える可能性はないですか。

●事務局

流域下水道の負担金は、本市の汚水処理水量に 1 m³当たり 45 円を乗じて算出された金額を事業費用として試算に組み込んでいます。

この単価は、流域下水道の汚水処理に要した費用などを基に県で算定していますが、秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の処理区域の汚水をまとめて処理しますので、これらの市町村の同意を得て決定されます。単価の上がり方次第で使用料を上げる可能性はありますが、現状は負担金の増額を見込んでの試算はしていません。

○E 委員

11 月頃、下水道関係の新会社が設立される旨の新聞報道がありましたが、試算に影響はありますか。

●事務局

新会社は、基本的に各自治体で行うのが難しい仕事等を補完することを目的として設立されるものです。試算した維持管理費や建設改良費等に影響はありません。

○会長

②水道と地下水の併用については議論しやすいと思いますので、先にこちらから意見をお聞きします。

○A 委員

下水道使用料の収入が足りないとのことでしたが、併用を見直すと収入は更に減るのではないですか。これは、使用料改定を目的とするものではなく、不平等を改正するためという理解でよろしいですか。

○会長

まずは平等性を確保し、そのうえで会計全体の過不足について議論をされたいのだと思います。

●事務局

平等性を確保した改定後の影響額は、令和4年度使用料ベースでは約830万円の減収を見込んでいます。

○会長

水道と地下水を併用している家庭の下水道使用水量の認定方法に関しては、提案のとおりで特にご異議はないですか。

(異議なし)

それでは次に、③基本水量を10 m³から1 m³に引き下げることについてはいかがですか。(資料4 サンプル② (基本水量と併用家庭を見直し、改定率を0.0%とする使用料試算)を見ながら)

○B 委員

そうすべきだと思います。一人暮らしや、日中はデイサービスに通っていて水道を使わない家庭も増えていると思います。

○A 委員

高齢者の方や一人暮らしの方の負担が減らせるのは良いと思います。

●事務局

参考ですが、10 m³以内の使用者は全体の約3割ほどで、1 m³も使用していない使用者は全体の3%ほどです。

○E 委員

下水道使用料の計算方法についてはどうなるのですか。

○会長

見直し後は、1 m³までが基本使用料で、2 m³以降は基本使用料に従量使用料が追加されることとなります。

基本水量を 10 m³から 1 m³にすることについて、提案のとおりでよろしいですか。

(異議なし)

最後に、①使用料改定についてですが、8.4%上がるというのは基本使用料と従量使用料にはどのように反映されますか。

●事務局

資料4のサンプル①(基本水量と併用家庭を見直し、改定率8.4%)とサンプル②(基本水量と併用家庭を見直し、改定率0.0%)の違いは基本使用料のみです。

○A 委員

10 m³を使用している世帯で30%の値上げは結構大きいと思います。使用料収入を8.4%上げる必要があるのは理解しましたが、実際に30%の値上げで請求するのは現実的ではないと感じます。

○C 委員

8.4%の改定は、一般会計からの繰り入れをできるだけ少なくするためには大事だと思います。しかし、変動率で見た場合に公平性が担保されていないと思われるため調整すべきと考えます。

8.4%の改定を行わない場合は、変動率が大体4~5%、大きくても8%です。8.4%の改定を行う場合も変動率の差が少ないような調整が必要だと思います。

○F 委員

今回の改定は、水量が多い利用者にとっては、水量が少ない利用者よりも影響が少ないのですか。

○会長

変動率をみると20%や30%の方もいますので、使用状況に応じて大きく負担が上がる印象です。昨今インフレが進んでおり、料金に敏感な方も増えているのも事実だと思います。上下水道料金も値上げとなると市民の感覚としてはどうですか。

○E 委員

水道は、自分で使用しているのが明確ですので上げるのは仕方がないと思います。下水道については、庭に水を撒いたり花に水をやる場合など、下水道を使用しない場合もありますので、抑えてほしいと思います。

○G 委員

私は、やはり変動率で見ると上がりすぎていると思います。

○H 委員

学校の授業では、上下水道がないと生活は成り立たないということを学ぶ機会もあるようです。水道も下水道もどちらも必要なものだと思いますので、片方だけを値上げするのはどうかと思います。

○会長

いろいろな選択肢があると思います。ご提案のとおり 8.4%使用料改定する選択肢、使用料改定を見送る選択肢、水道と一緒に上げると負担が重いので、水道が切迫しているのであれば水道の見直しを先に行い、期間を置き状況を見て改定する選択肢。

事務局の方でなにか参考になるものはありますか。

●事務局

県内でも上下水道料金について審議した事例がいくつかあります。

仙北市で下水道使用料を値上げする話があり、水道料金についても同様の審議をしましたが、水道料金については市民の負担面を考慮して時期を後日検討するという答申がありました。

最近、男鹿市でも水道料金の値上げについての話があり、水道料金を先行して議論しているとのこと。

○会長

上下水道両方を上げた方が将来的には安定しますが、皆様からは合理的な判断だけではなく、市民感覚としていかがかという視点でもご審議いただきたいと考えています。

○B 委員

水道料金の値上げは本当にやむを得ないと思います。

下水道については、不公平を是正するための使用料体系の見直しだけの方が市民の方に受け入れやすいと思います。

○会長

水道会計については、かなり切迫しているため料金改定を審議会で認め、下水道会計については基本水量の見直しと水道と地下水を併用している家庭の使用水量の算定方法の見直しを行い、使用者の公平性を確保するとともに、増収のための使用料の改定については見送るといふことではいかかですか。

○A 委員

可能であれば下水道使用料は上げない方が助かります。しかし、併用している家庭の使用料が減るのに使用料改定をせずに令和 14 年度まで事業継続できるのですか。

●事務局

基本水量の見直しと併用の使用水量の見直しによる減収分を補うために 7 割以上の使用者は値上がりとなります。今後、使用料改定については 5 年置きに検討を行う予定ですが、5 年経たなければ改定できない訳ではなく、費用等に大きな変動がある場合には、必要に応じて改定を行うこともあります。なお、使用料改定を審議会にお諮りするにあたり、下水道事業へ補助金を支出している一般会計側とも話し合いを行っていますが、今後の補助金については、まずは審議会の判断を見てからということになっています。

○会長

今回、下水道使用料の 8.4%の改定を行わないことについて、審議会としては一般会計の補助を前提としつつ、水道料金を値上げとする以上、下水道使用料も併せて値上げするのは市民の負担を考慮すると厳しいということを審議会の判断としても良いと思います。が皆様いかがですか。

(異議なし)

(次回のスケジュールを決定)

・次回審議会の開催は、7 月 19 日 10 時とする。

(議事録確認者 2 名を決定)

閉会